

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第2回）

議事録

1. 日時

令和6年2月22日（木）14:00～15:55

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（甲南大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、若林 亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 皆様、こんにちは。本日は、御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ第2回の会合を開催いたします。

本日の会議につきましても、ウェブによる開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず、最初に事務局から、ウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。

本日は御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングでしたり、雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等には、事務局からお声かけさせていただくことがございますので、御了承ください。

本日の資料については、資料2-1から資料2-2まで、及び、参考資料2-1から2-3まででございます。

事務局からは以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、議事次第に従いまして、本日の議事に入りたいと思います。まず、最初に、提案募集の概要及び結果について、本ワーキンググループにおける検討項目を中心に、資料の2-1に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料の2-1を御覧ください。

本ワーキンググループが設置されている通信政策特別委員会において行いました、論点整理案に対する提案募集の概要と結果について御紹介いたします。

1ページを御覧ください。市場環境の変化に対応した通信政策の在り方につきましては、今後の議論を深めるために通信政策特別委員会において行った論点整理案について、昨年の12月28日から今年1月22日までの間に提案募集を行いました。1ページにあるとおり、個人の方を含む29者の方々から御意見、御提案をいただいたところでございます。

2ページを御覧ください。提案募集の対象としましたのは、御覧いただいている14の論点となっておりますが、今回、ユニバーサルサービスワーキンググループの事務局といたしましては、赤枠で囲っている論点1から4についていただいた御意見、御提案を紹介させていただきます。

3ページを御覧ください。まずは、論点1、ユニバーサルサービスの基本的考え方につ

いてでございます。こちらは電話とブロードバンドについて、それぞれ位置付ける役務、そして責務の在り方についての論点になっております。そのうち、1-1はユニバーサルサービスに位置付ける役務について、不可欠性、低廉性、利用可能性の基本的、3要件に照らして検討していくことが適当ではないか。そして、無線サービスの更なる活用についても検討すべきではないか等の論点となっております。

これに対して、それぞれ3要件に照らして検討することが適切である。そして、無線サービスの活用を検討すべきとの意見のほかに、低廉性につきましては、条件不利地域においても競争地域と同水準の価格で提供することを趣旨とすべきとの御意見、また、無線サービスの検討に当たっては有線が優位に立つといった品質面の考慮も必要だとの御意見がありました。

次のページ、4ページを御覧ください。こちら、責務の在り方についての論点でございます。この点につきましては、提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現などの条件を整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担うとのNTTからの御意見がございました。これについては、後ほど御紹介する電話とブロードバンドそれぞれについて、同趣旨の御意見がありました。

その他、固定電話からブロードバンドを軸とした制度に見直すべきという御意見、そして、責務は各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることが必要との御意見、規律の廃止と新設を一体的に進めることで、責務の制度的な継続を担保する必要があるとの御意見、そして、提供事業者がいない地域として、民設移行が困難な公設地域も対象にして議論すべきなどの御意見がございました。

5ページを御覧ください。5ページからは論点2として、電話のユニバーサルサービスについての論点となっております。2-1は電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務についてのものですが、電話のユニバーサルサービスは、携帯電話の音声、通信、緊急通報でもよいとの御意見、光IP電話等も含むOABJを用いる固定電話を軸に検討すべきとの御意見、IP電話とブロードバンドの料金でも低廉性を満たすと解釈する方向で検討すべきとの御意見などがございました。

6ページを御覧ください。2-2は公衆電話の扱いに関するものでございます。こちらにつきましては、災害時用公衆電話については、災害時における通信手段確保のために、今後も維持、提供していくとのNTTからの御意見のほかに、国民負担の観点も考慮しながら、モバイルによる代替の検討や公衆電話をそもそもコストをかけて維持すべきか慎重

に議論すべきとの御意見のほかに、携帯電話が広範に普及しているからといって、公衆電話の代替が務まるものではないとの御意見、また、災害時の通信手段の確保の観点からは、特設公衆電話の普及を進めることが必要との御意見などがございました。

7ページを御覧ください。2-3は電話のユニバーサルサービスの責務についての論点でございます。こちらにつきましては、メタル設備を用いた固定電話の利用減少や赤字拡大を踏まえ、固定電話をユニバーサルサービスとして継続させることについて見直しが必要との御意見、ブロードバンドの未整備地帯が解消するまでは、これまでどおりNTT東西に対して電話のあまねく責務を課すことが適切との御意見、電話のあまねく責務はNTTに光ファイバによる最終保障提供責務を課した上で、他のブロードバンドインフラ上のIP電話であまねく提供責務を課すことが適当などの御意見がございました。

8ページを御覧ください。2-4は電話のユニバーサルサービスの交付金制度に関するものですが、ユニバーサルサービスの見直しに合わせて交付金制度の在り方も見直すべきとの御意見、従来の制度を維持することが適切であるとの御意見、また、交付金制度を維持することが必要であるものの、国民負担をこれ以上増やす場合には慎重な議論が必要などの御意見がございました。

2-5につきましては、電話の料金の低廉性確保についての論点でございます。こちらについては、特定電気通信役務を対象にしたプライスカップ規制は基礎的電気通信役務の料金低廉性を確保する仕組みへの適用は不適切であるとの御意見のほかに、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保する仕組みへの見直しも含めて検討すべきとの御意見や、固定電話については、プライスカップ規制を緩和、または撤廃することもやむを得ないとの御意見がございました。

9ページを御覧ください。2-6はメタル回線の縮退に関して、利用者や事業者等に不測の事象が生じないように留意して行う必要があるところ、NTTや国等においてどのような取組が必要になるかという論点でございます。こちらにつきましては、NTTからNTT東西のメタル設備を用いた固定電話について、ユニバーサルサービス義務が外れた場合であっても、当該サービスを即座に終了することではなく、2035年頃のメタル設備の縮退のタイミングに合わせてサービスを終了していくとの考えがありました。その他に次期移行方法などの計画は十分な期間的余裕を持って検討を開示されるべきとの御意見や、企業向けの通信についても考慮すべきとの御意見がございました。

10ページを御覧ください。10ページからは論点3としてブロードバンドのユニバーサル

サービスに関するものでございます。こちらについても電話と同様、まずは3-1として、ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役割についての論点でございます。ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、例外的にモバイルや衛星等の無線を活用することが適当とする御意見のほか、現在定められている方式以外の方式でも、通信品質やコストが妥当な水準である場合には対象から除かれない制度とすることが適当とする御意見、また、無線は通信の安定性等に懸念があり、現在、光ファイバ等を指定する考え方に賛同するとの御意見。HAPSや衛星コンステレーション等については、品質、料金水準、利用状況等において同様のサービス提供ができ、かつサービス継続性や経済安保などの条件が整理し得る場合には、将来的にユニバーサルサービスとしての位置付けに含めることも可能とするという御意見がございました。

11ページを御覧ください。3-2はブロードバンドのユニバーサルサービスの責務についてのものでございます。こちらについては、未整備地域における最終保障提供責務、ラストリゾートを担う主体はNTT東西であるべきとの御意見のほか、ブロードバンドゼロ地域のカバーという点においては、地域の特定、そして、求めるサービス品質の規定、責務の内容の定義、費用負担の考え方の整理が必要との御意見。そして、光ファイバのデジタルバイドがどの地域、字、集落にどの規模で存在しているのかを把握する必要があるとの御意見がございました。

12ページを御覧ください。3-3は交付金制度に関するものですが、こちらにつきましては、まず、交付金の原資はブロードバンド事業者の負担金であるため、これを受け取る適格電気通信事業者は、厳格な規律によって徹底的に非効率性を排除すべきとの御意見、そして、事業者の非効率性を排除するためには、インフラを維持する上で必要な経費を分野ごとに算出し、数年おきに見直すなどが必要との御意見。通信設備と不可分であるため、地域において重要な役割を果たしている放送設備についても何らかの支援の仕組みを検討することが適当との御意見などがありました。

13ページを御覧ください。こちら、料金の低廉性の確保についての論点でございます。これについては、全国一律の料金規制を課すことは適切でないとの御意見のほか、事業者の採算性への考慮も必要との御意見。また、不採算地域においても利用者の利便性を損なわず、かつ運用負担、コスト等の効率化を図る検討が必要との御意見。都市部と同じ料金で提供可能となるような措置が必要であるものの、交付金が肥大化し、国民負担が不適切に増えることがないようにすべきとの御意見。そして、一般消費者にとって透明性のある

ものであることが必要であるとの御意見などがございました。

14ページを御覧ください。14ページからは論点4としまして、NTT東西の自己設備設置要件についての論点でございます。まず、4-1については、自己設置要件に関するものですが、全国の線路敷設基盤を有効に活用した上で、ブロードバンド未整備地域の解消を図るという観点から、現状の自己設備設置要件を維持することが適当との御意見や、他社設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保、向上を実現することが必要との御意見。他の公共インフラ、他社資産の活用による効率化を必要に応じて検討することが適切であるとの御意見。そして、著しく不経済となるエリアにおいて、ラストリゾート責務を負う場合に限定して、設備の自己設置要件の緩和を検討すべき等の御意見がありました。

15ページを御覧ください。4-2は設備の設置の概念に関するもので、電気通信事業法が設備の設置の有無に着目した規律の体系となっており、設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定される中で、こちらについて検証することが適当ではないかという論点でございます。こちらについては、自ら設備を設置しない電気通信事業者も増えていることから規律の検証は必要であるとの御意見のほかに、電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配、管理の観点からの設置概念は今後も重要な位置づけになるとの御意見がございました。

以上が、本ワーキンググループにおける検討項目に関する提案募集の結果でございます。
【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。今、御説明いただいたような御意見があったということでございますので、共有をさせていただきました。

それでは、続きまして、本日はユニバーサルサービスの在り方につきまして、日本電信電話株式会社、島田社長よりプレゼンを実施していただきたいと思います。まずは20分程度で御説明をいただきまして、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。

それでは、島田社長より御説明をよろしくお願いいたします。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 NTTの島田でございます。本日はワーキンググループでプレゼンさせていただく機会を賜りまして、ありがとうございます。それでは、早速御説明させていただきたいと思います。

2ページを出してください。今後のユニバーサルサービスに関する当社の基本的な考えでございます。まず、モバイルを軸としたユニバーサルサービスということで、コミュニケーションはモバイルが中心になってきています。2.1億人の契約、人口カバー率も

99.99%でありまして、音声に加えて、メッセージサービス、+メッセージやLINEも非常に使われているということでもあります。加えて、災害時には、モバイルの重要性がさらに増大しているということで、今回の能登半島地震においても、避難所等自宅以外でコミュニケーションを取れることが非常に重要となっておりまして、インフラの復旧に当たっても、NTT西日本は、重要回線及びMNO各社のモバイルの復旧を最優先で対応してまいりました。そういう意味では、今後のユニバーサルサービスはモバイルを軸とした体系に見直すべきではないかと考えています。

固定電話の利用は大幅に減少し、コスト効率が悪化しておりますので、2035年を目途にメタル設備は縮退せざるをえません。現行のメタル設備を用いた固定電話をユニバーサルサービスとして継続していくことは困難だと考えています。

次のページをお願いいたします。対象とするユニバーサルサービスの考え方ですけれども、一つは今申し上げましたように、電話とメッセージサービス、電話はユニバーサルサービスとして引き続き確保した上で、メッセージサービスも平時、災害時ともに重要なコミュニケーション手段でございますので、最低限のコミュニケーションツールとして国民の利用を保障していくべきであろうと考えます。ブロードバンドもユニバーサルサービスの対象とすべきと考えていますが、ウェブブラウザの基本的な検索機能に加えて、リモートワークなどの真に国民に必要なサービスの定義をし、光だけでなくモバイルで実現するためのスループット保証の在り方も検討していくべきだと考えます。これらのサービスについて、モバイルを軸に各地域に最も適した方法で、最も適した事業主体がユニバーサルサービスの責務を担うように、行政が適切な事業者を指名する仕組みとするべきであると考えます。加えて、モバイルを提供する際のMNOの基地局へのアクセス回線について、安定的かつ経済的に提供可能となる仕組みを構築することが重要だと考えています。

次のページをお願いします。今申し上げたことをイメージ図にしますと、こういうイメージです。お客様に対しまして、一つは電話とメッセージ、これは当然、モバイルで基本は構成されると考えています。お客様が従来の電話、固定電話のようなものをお望みになるということであれば、ワイヤレス固定電話をNTT東西が提供するという形の体系がよろしいのではないかと考えています。提供済エリアについては、退出規制をMNO、NTT東西、共に課すべきではないかと考えています。未提供エリアにつきましては、同じようにMNO、それからNTT東西が最終保障提供責務を負うという形が望ましいのではないかと考えています。合わせて、ブロードバンドですが、提供済エリアについては、モバイルに関してはブロードバン

ドの品質保証を、これをルールとして決めて、それを義務化しMNOが提供する。F T T Hに関しては、N T T東西、それから固定系事業者が提供し、退出規制をかける。未提供エリアについては、F T T Hについては、N T T東西が最終保障提供責務を負う。それを支える基地局回線については、モバイルへのアクセス回線については、N T T東西が提供していく、というような考えであります。

次のページをお願いします。まず、モバイルの状況ですけれども、皆さん御案内のとおり、2.1億契約であります。固定電話6,000万契約に対して、全然規模が大きいということです。音声通話のトラフィックもモバイルが中心となっていて、通信回線の62%、通信時間75%がモバイルとなっています。モバイルで利用するメッセージサービスが、LINEで9,600万人、+メッセージで4,000万人と広く利用されているという状況でございます。

次のページをお願いします。コミュニケーションの手段でございます。携帯電話での通話とメッセージサービスで、例えば友人とどういうふうに通話するかというと、大体82.2%が携帯電話、もしくはメッセージサービスで対応されていて、固定電話での通信は6.1%であります。家族の場合ですと11%に若干増えますが、それでも携帯電話での通話・メッセージサービスが76.5%を占めるという状況です。

次のページをお願いします。能登半島地震での被災地の復旧の対応ですけれども、基本的には自衛隊などの重要回線及びMNO各社のモバイルの復旧を最優先にN T T西日本は対応してきています。下の図を御覧になっていただくと、中継系のネットワークを保守することによって、アクセス回線が生きている基地局やお客様の住宅等をまず復旧させることが重要ですので、中継ネットワークの復旧をまずはやりました。次に、MNO各社のモバイル基地局のアクセスラインを最優先にやってきました。残念ながら、依然、道路の崩壊で管路が完全に破損してしまっている、土砂崩れなどでつながっていないところもありまして、そこは、各MNOが衛星回線で応急復旧しているということであり、そういう部分と、それから固定系の回線のところについては、復旧まで長期間を要する見込みという状況でございます。

次のページをお願いします。能登半島地震の被災地への支援も、約300か所には直接訪問し、ドコモの公衆ケータイとして、携帯電話1,520台、衛星携帯電話のワイドスター375台、スターリンク9台、マルチチャージャーやモバイルバッテリーという充電環境を提供してまいりました。実はドコモの公衆ケータイとして携帯電話を設置しましたが、実は、利用頻度はそう高くありませんでした。なぜかと言いますと、携帯電話の番号がスマホ、

もしくは携帯電話の中に入っているのでは、自分の携帯、もしくはスマホを持っていないと、どこにかけていいのかわからないというのがあります。被災者の方の大半は、自分の携帯電話やスマホを持って移動されていたということが、状況として発生しています。したがって、災害時用公衆電話も171か所に設置しておりますけれども、最大の問題は、実は電話番号がわからないということが今の最近の状況ということでもあります。

次のページをお願いします。災害時の情報収集手段ですが、これは総務省さんの調べた調査結果ですが、家族や友人の安否を確認するときに何を使ったか、携帯電話が70%、LINEが46%であります。固定電話を利用するのは8%にすぎないということでもあります。3番、4番も携帯メール、フェイスブックという状況でございます。

次のページをお願いします。NTNにつきましては、MNO各社が衛星サービスを被災地で提供するなど活用が始まっています。したがって、NTNを将来的にユニバーサルサービスの対象に指定できるよう、現段階から制度設計に盛り込むことを検討すべきだと考えております。

すみませんが、5ページに戻れますでしょうか。ということで、電話とメッセージサービスについて、ユニバーサルサービスとして保障し、利用実態を踏まえてアクセス手段はモバイルを対象にするべきと考えます。具体的には、MMOに対して、既存の提供エリアでの退出規制と、提供エリア内で電波が届かない場合への拡大提供義務を課すとともに、未提供エリアにおける最終保障提供義務を課していく。NTT東西は従来の固定電話の形態で利用したいというニーズにお応えをして、メタル縮退後も引き続きワイヤレス固定電話などの全国提供によりまして、電話の最終保障提供義務を負っていく。利用者はモバイルとワイヤレス固定電話から選択ができるような仕組みです。これらのサービスについて、各地域に最も適した方法で、最も適した事業主体がユニバーサルサービス義務を担うように、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきであろうと考えます。最終保障提供義務を担保するために発生する赤字額については、交付金で補填するなどの措置を検討していただきたいと考えています。

12ページをお願いいたします。ブロードバンドのユニバーサルサービスです。ブロードバンドサービスに求める品質水準は、ウェブブラウザを用いた基本的な検索機能に加えまして、リモートワークなどの何が国民の生活に不可欠なサービスであるか、その提供に当たってはどの程度のスループットが求められるかを議論することが必要だと考えています。その上で、求められるブロードバンドの品質基準を定めて、それを光だけでなくモバイル

でも実現可能な仕組みとして検討していくことが必要だろうと考えます。この実現に向けて、MNOに対して、既存の提供エリアでの退出規制を課すことに加え、提供エリア内で電波が届かない場所への拡大・提供義務、さらには必要な品質基準を満たさないエリアについては、設備増強等の品質保証義務を課したらどうかと考えます。これらのサービスについて、各地域に最も適した方法で、最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきと考えます。最終保障提供責務について、赤字額の補填についても検討していただきたいと考えます。

次のページをお願いします。ブロードバンドの光です。光提供済エリアでは、国民の利便性の確保、経済効率性の観点から、既存事業者がサービス継続することが最も重要でありますので、特に一者提供エリアにおいてはNTT東西を含む光サービスの既存提供事業者に対して、退出規制を課すことが必要だと考えます。未光エリアに光を拡大する場合は、経済効率性の観点から当該エリアで最も効率的に光を提供可能な事業者を行政が指名する仕組みとすべき。また、NTT東西が未光エリアにサービス拡大する際は、他事業者の設備を活用可能な場合は、当該事業者に対して設備の貸し出しをしてもらえるような仕組みをつくるのが効率的な設備構築実現のために重要ではないかと考えます。それから最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難ということで、提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度や他事業者の設備を活用したサービスの提供の実現等の条件を整えば、NTT東西が最終保障提供責務を負いたいと考えています。

次の次のページをお願いいたします。現在の光回線の設備シェアは、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、徳島で5割を下回っています。特に三重県、奈良県においては4割を下回ってしまっていて、38%という水準です。

次のページをお願いいたします。例えば、岐阜県での状況ですが、NTT東西が未光エリアを光化する際やモバイルの基地局へのアクセス回線を新たに敷設する場合、他事業者の設備が活用可能な場合は、当該事業者に対して設備提供義務を課した上で、NTT東西が自己設置によらず、他者設備を活用したサービス提供できるようにしていただきたいと考えています。ここにありますように、青色のエリアがNTT西日本のサービスの提供エリアで、他事業者が提供されているエリアの中に、未光化エリアがありますので、NTT西日本のエリアから光を張っていくよりも、他事業者のエリアから引っ張っていく方が効率的だということでもあります。

14ページに戻っていただけますでしょうか。ということで、モバイルを支える基地局アクセス回線については、安定的に提供していく必要があると考えています。NTT東西は引き続き、光ネットワークの提供を行っていくとともに、モバイルを提供するための基地局へのアクセス回線についても、電気通信事業法の定めに基づいて光提供、未提供エリアに関わらず、MNOの求めに応じて提供してまいりたいと考えています。光サービスと同様に、NTT東西が未光エリアに基地局へのアクセス回線を敷設する場合は、他事業者の設備を活用可能な場合は、当該事業者に対し、設備の貸し出し義務を設定していただくことで、効率的な設備構築が実現できると考えています。

17ページをお願いいたします。NTT東西による公平なネットワークの提供ですが、これは従来から申し上げますけれども、NTT東西は電気通信事業法などの法令ルールを遵守し、ネットワークや線路施設基盤を他事業者に対して公平に提供してまいりたいと考えています。基地局へのアクセス回線についても、提供、未提供エリアを問わず、電気通信事業法の接続ルールに基づいて引き続き提供してまいりたいと考えています。

なお、NTT東西が設備を譲渡するなどにより、加入者回線の設備シェア50%未満とし、第一種指定電気通信設備に関わる規制を逃れることが可能という御指摘がございますけれども、NTT東西としては、そのようなことを行う考え方はありません。仮に法的な担保が必要だということであれば、一種指定を外れる際は総務大臣の認可を必要とするなど、電気通信事業法で規定するという事も考えられると思っています。

次のページをお願いします。事業者が責務を担う上での主な前提条件です。電話とメッセージですが、ブロードバンドを問わず、責務を課されるエリアで生ずる赤字は、全額補填をしていただきたいと思いますと考えています。光やモバイルは、メタルの電話と異なり、市場競争を通じた各社の経営努力による効率化が図られてきていると思います。それから、人口減少等により需要が見込めなくなったエリアについては、退出規制や最終保障の義務を解除する仕組みの検討も必要だと考えています。不採算地域と都市部との料金格差を生じさせないための措置も必要と考えますが、その際、ユニバーサルサービスを提供する事業者の負担にならないように、不採算地域での赤字を全額補填することが必要と思います。ブロードバンドの担い手は、地域事業者も含め、様々でございますので、全国一律の料金規制を課すべきではないと考えています。NTT東西が最終保障提供責務を担うに当たりましては、他事業者の設備を活用可能な場合は自己設置によらず、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能としていただきたいと思いますと考えています。

次のページをお願いいたします。ネットワークの高度化の加速でございますが、メタル設備から将来のIOWNを含めた光ネットワークの高度化に向けた設備投資へキャッシュを振り向けていくことが、我が国の情報通信基盤の更なる高度化、強靱化を進めていくこととなりますので、メタル設備については、早々に縮退させていく。現在でも1週間以内にメタルの固定回線が提供できるような状況になっており、最大で6,000万のお客様がいた段階のネットワークの維持を継続しておりますので、早くそれを見直していくことが重要だと考えています。

次をお願いします。これは固定電話の利用状況ですけれども、既に移動体などと比べまして、10分の1ぐらいになっているというところでもあります。

次のページをお願いします。固定電話の回線数は、NTT東西合わせて、昨年末で1,354万回線です。10年後、2035年になりますと約500万回線になる見込みです。

次のページをお願いします。現在、2022年で300億の赤字です。これが2035年ぐらいになると900億の赤字に膨らみ、23年間累積ですと、約6,000億の累積赤字になってくるといふことであります。ユニバーサルサービスの対象役務である加入電話の基本料と第一種公衆電話に限定した場合は、交付金の60億を除くと580億円の赤字になっているという状況であります。

次のページをお願いします。公衆電話の扱いです。まず、次のページをお願いします。諸外国での公衆電話の動向ですが、ユニバーサルサービスの責務について、アメリカは規制自体がなく、EUの主要加盟国は廃止済みです。イギリスではユニバーサルサービスの義務はありますが、撤去判断基準の1つとして、モバイルのカバレッジを考慮するということになっています。

次のページをお願いします。公衆電話の利用状況ですけれども、過去20年間で98%と激減しています。トラヒックが98%減り、台数も83%減ってきています。

23ページに戻ってください。公衆電話につきましては、今後とも災害時用公衆電話は、災害時における通信手段確保のために、今後も維持、提供していく考えであります。一方、第一種公衆電話を3万台まで削減した後、2035年頃を目途にメタル設備を段階的に縮小していくと考えますと、国民の利便性の確保向上の観点から、国民負担の観点を考慮し、モバイルによる代替の検討、公衆電話をコストをかけて維持していくべきかどうかということも慎重に検討していくことが必要ではないかと考えています。メタル設備の縮退後の災害時用公衆電話は、光回線、モバイル、衛星などの提供を検討してまいりたいと考えていま

す。

私のほうからは以上でございます。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容につきまして、御出席の構成員の皆様から御意見、あるいは御質問をいただきたいと思っております。内容が非常に広くなっております。電話、メッセージとブロードバンドというような区分に分けて質問いただいてもと思いましたが、そうした区分につきましても御意見があるかなと思っておりますので、全体を通して、構成員の皆様の関心の高いところから御質問、あるいは御意見をいただければと思います。

画面右下にチャット機能がございますので、そちらから全員を選択していただいて、「発言あり」のメッセージをいただければと思います。それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。大変興味深い提案をいただきまして、ありがとうございます。

音声サービスに関して、モバイルと固定で役割分担すべきというようなところについては、私も賛同させていただきますけれども、意図が分からないところ、大きく2点ございましたので、まず、それについて御質問させていただきたいと思っております。

まず、一つは、今も申しました、電話とメッセージという、そのメッセージという意味なんですけれども、4ページの図を見ますと、モバイルの対象事業者、MNOのところは電話、+メッセージと書かれているんですけれども、メッセージというのがLINEのようなものを含むんだと思えば、これはMNOそのものが提供しているわけではなくて、MNOとしては、単にインターネットアクセスを提供しているだけだということ、そういうこと、事業を考えますと、MNOといいましょうか、ユニバーサルサービスの範囲としては、モバイルの電話プラスインターネットアクセスということでもいいのか、それとも発言の御趣旨から鑑みますと、そういったLINEといったようなサービスにも何か退出規制のようなものを課すべきというようなことをお考えなのか、そこを明確化させていただければと思います。

もう1点は、このページの一番下のところにもありますけれども、貸し出し義務という意味なんです、16ページです。ただいまの発言から言いますと、想定しているのは黄土色のエリアにおけるアクセス回線とアクセスの光というのが主な対象かなとお聞きしたんですけれども、それ以外に、局舎の、局舎というよりか、ケーブルテレビ事業者のセンター

におけるコロケーションスペースとか、その他対象設備として何か想定されているものがあつたらお伺いしたいというのが1点と、現状のルールでも、設備をお持ちの事業者さんとの間で、もっとIRU契約のようなものを結ぶことができれば、これはもう自己設置に準ずるということで認められる制度になっているかと思えますけれども、このページに、技術的に活用可能で、設備に一定の空きがあると書かれているわけですが、過去のNTTさん自身の事例としても、現状では空いているけれども、将来、利用見込みがあるから貸せないというようなケースがいろいろあつたと理解しておりますので、ここでおっしゃっているのは、設備に一定の空きがあれば、将来、利用見込みがあっても提供義務を課すというようなところに力点があるのか、それとも、これと同じようなことですが、将来的に返却しなきゃいけないようなものであつたとしても、それを自己設置に準ずるものとして認めてほしいというようなことを言っておられるのか、貸し出し義務というところで、何に力点があるのかと申したらいいんでしょうか。そこがよく分からなかったのも、その点、お答えいただければと思います。

私からは以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの2点につきまして、御回答いただければと思います。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 島田です。御質問ありがとうございます。

まず、メッセージサービスですが、これは、利用者目線で考えたということでありまして。楽天さんが入っていませんが、MNO3社でやっている+メッセージなどはイメージの中に入っています。LINEや+メッセージは、そういう意味では、インターネットのアプリサービスという位置づけになろうかと思えます。

いずれにしても、先ほどの利用状況も御覧なっていましたように、実際にお客様に使われているという現実がありますので、ユニバーサルサービスにできるような形がよろしいのではないかと考えています。そのために、一応モバイルにメッセージサービスが付加できますので、モバイルのカテゴリーに入れていくということでありまして。あくまでも、利用者目線で考えているということでありまして。

それから、もう一点の貸し出し義務というのは、いつもと逆の言い方になっているかもしれませんが、自己設置によらないで、仮に他事業者の設備をお持ちのエリアに近いところにお客様がいるのであれば、他事業者が提供するという形もあるかと思えます。ただ、

それをラストリゾートとして、NTT東西がやらせていただくのであれば、他事業者の光回線を伸ばしていく形のほうが合理的ではないかと考えています。コスト的にも、そのほうが安くなるのではないかと考えています。

永続的に使うかどうかということですが、それはラストリゾート義務として提供しますので、そこに利用されているお客様が存在する限りは提供せざるを得ないので、継続するかしないかは、事業者では判断しかねるということだと思います。

【三友主査】 ありがとうございます。相田構成員、いかがでしょうか。

【相田主査代理】 ありがとうございました。ただ、白いエリアをカバーするのに十分な光ファイバが他事業者さんのほうに余裕があるとすれば、それは逆に過剰設備ということになるわけでもって、なかなか白いエリアをカバーするに当たって、十分な余裕設備が他事業者さんにあるということはあまり考えにくいのかなと思いました。

とりあえず、また、ほかのところ、他に御発言希望されている方もいらっしゃるようですので、また、後ほど意見等について述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【三友主査】 分かりました。どうもありがとうございます。続きまして、春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 島田社長、ありがとうございました。私のほうからは3点ほどありますので、順番に述べていきます。まず1点目は、もう相田先生の御質問と被ってしまったんですけども、メッセージサービスについては、モバイルをユニバーサルサービスとして位置付ければある程度解決するものなのかなと思います。「利用者目線で考えた」というのが島田社長のお答えだったと認識していますが、仮に音声に加えてメッセージサービスをユニバーサルサービスに含めて考えるようになると、また、何か違う利点がありますでしょうか。もし仮に何らかのメリットがあるとすればお教えてください、というのが1点目の確認事項です。

それから2点目ですけれども、例えば13ページとか最初の事務局の説明の部分にも書いてありますが、条件を整えば、NTTさんはラストリゾート責務を負われるとおっしゃっておられます。その中に無線を含めてほしいというのが、プレゼンテーションの意図だと認識しました。その場合、不採算地域・条件不利地域において、どういう形でインフラを整えていくというイメージをお持ちでしょうか。もし仮にあれば教えていただきたいと思います。要するに、この2つの使い分けについてどのようなイメージをお持ちになってお

られるか、ということです。無線を入れたら、条件不利地域はほぼ無線ばかりになってしまふようなイメージを持ったのですが、もし今の段階で何かお考えをお持ちであればお教えいただきたいというのが2点目でございます。

3点目、これが一番お伺いしたいところなんですけれども、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度というのは、導入に当たってかなり時間をかけて審議会の中で議論を進めてきていて、交付金制度がようやく実際に動かせるような状況になってきたところだと認識しています。そのような流れと照らし合わせた時に、今回のお話というのはどういう位置づけで、審議会との整合性をどのように考えたらよいのでしょうか、教えていただきたいと思います。もう少し先のお話だったとしたらある程度イメージがつくんですけど、資料中に書いてあった2030年、2035年という時期だとすると、少し急な話に思えるのですが、実現の時期について確認をさせていただきたいというのが3点目でございます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。3点ございましたので、島田社長からお答えいただければと思います。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 ありがとうございます。まず、モバイル事業者にとって、メッセージサービスが何か付加的な要素があるかということ、あまりそのような発想では考えていません。これは先ほど申しあげたように、現実にお客様が通信手段として非常に多く使われているということで、その点を強調しただけですので、固定電話のユニバーサルサービスをモバイルで代替すべきという思想です。

そこに今、非常に利用されているメッセージサービスが、モバイルのネットワークに変わると利用できるのも、こういう形のほうが望ましいだろうという考えです。ラストリゾート責務の無線とFTTHの関係について、これは無線のブロードバンドの品質をどの程度にセットするか、品質保証義務をどの程度のレベルにするかといった議論の観点かと思いますが、基本的にモバイルでカバーできると考えると、最後のラストリゾート責務に関わる国民の負担は、これは試算をしっかりとしてみないといけないが、FTTHで整備するよりも、多分コストが下がるのではないかと考えています。モバイルのサービスエリアがFTTHのエリアよりも広いので、モバイルの品質が担保できれば、最終的な国民負担は減ってくるのではないかと考えております。

3点目のイメージですが、固定電話のネットワークに関しては、最終的に2035年頃に縮退を終了させるのが望ましいと思っています。都市部みたいなところは比較的早い段階で、

例えば光に巻き取っていくとか、そういうことを考えていく必要がありますので、議論としては、時間をかけて議論するというよりも、比較的早い段階で議論していく必要があるのではないかと考えています。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。春日構成員、よろしいでしょうか。

【春日構成員】 2番目の点なんですけれども、品質の基準のお話を教えていただきましたけれども、品質の設定の仕方によってはコストが下がるんじゃないか、そのために品質の設定をしても良いとNTTさんはお考えになっていると、理解してよろしいんですね。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 はい、結構です。

【春日構成員】 分かりました。それから3点目なんですけれども、このお話は、日本全体をどうするかということではなくて、一部の都市部については少し時期を早めてもいいと考えられておられるということでした。「ユニバーサルサービス」ということなので、一部だけというとなかなか難しいのかなという気もしましたけれども、お考えはよく分かりました。ありがとうございます。

【三友主査】 どうもありがとうございます。続きまして、藤井構成員、よろしく願いいたします。

【藤井構成員】 よろしく申し上げます。私から3点あります。

主に技術的な観点から御質問させていただきますが、まず、1つ目は、電話のユニバーサルサービスについて、携帯電話とワイヤレス固定電話等への移行というのを提案されているかと思っています。現状、携帯電話のエリアマップに含まれていても、例えばビルの高層階など、干渉がいろいろなところから飛んできて通話の安定性が低いところや、屋内やビル影など、スポット的に無線が利用できないエリアというのは現状でも多数あるのではないかと思います。そのような場合に、これにどう対応されていくお考えかというのを1つ目としてお聞かせください。

2つ目、ブロードバンドのユニバーサルサービスについてですが、モバイルに品質保証義務を課すという御説明をいただきました。具体的にどのように通信品質の保証を行うことを想定されているのかというのが質問でございます。モバイルは、現状、ベストエフォートの設計になっていて、他のユーザーの利用状況や無線信号の強さによって安定性や速度というのは変わってくるものと考えておりますが、これをFTTHの代替の品質というところまで確保しようとしたときに、どのようにこれを実現するのかであったり、品質確

保として、どういう指標を使うのが想定されているのかというのを教えていただければと思います。これは、場合によっては、都市部でも品質確保が難しい場合というのが、逆に地方よりもあるのかもしれないと思っけていまして、そういうところはどうするお考えかというところでは。

3つ目は、電話とブロードバンド両方とも携帯電話への置き換えというのが将来的にあるかもしれないというところで御質問させていただきたいのですが、現在、面積カバー率だと70%弱ぐらいがモバイルの提供エリアだと思っけておられて、それを本当にもう30%足して、どこでもモバイルを使えるようにするのを義務付けるのか、そういう場合は、極論すれば、ユーザーが求めた場合、そのユーザー専用の基地局を立てるところまでになってしまうんじゃないかと思うのですが、この辺りまで含めてコスト試算されて、MNOにこういうのをやっていただくのが、負担金の額とかも含めて有利だということまで確認されての提案なのか、そこまではされていないのか、この辺りについて教えていただければと思っけておられます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 都会のビルなど、モバイルが届かないようなところのお話ですが、今もやっていますけれども、基本的にはフェムトセルとかレピーターを置いて、解消を図っていくというのが順当なやり方だと思っけています。

ただ、中には固定回線を引っ張り、そこで電波を吹かすようなことをしないといけないところもあろうかと思っけていますが、山間部のルーラルエリアは、エリアを拡大していく必要があると思っけていますので、ケース・バイ・ケースで対応していく必要があると思っけています。

通信品質の保証ですが、これはどの程度の品質までを求めるか、高い品質をモバイルに求めすぎるのも、少しいかがかなというところがあるので、ある程度、高い品質のところは、FTTHに依存せざるを得ないと思っけています。ただ、モバイルでも十分ブロードバンドとして対応できるような水準を決めて、整理をする。具体的にその数字をどうするかという議論は必要だと思っけています。

それから、3点目の試算をしているのかということですが、まだ完全な試算は出来上がっていません。どこかのタイミングで、我々としては、どれぐらいのコストがかかってくるかというのをお知らせしたいと思っけています。ただ、イメージとしては、多分、モバイルのところをFTTHで全部カバーをするというよりも、モバイルでエリアをカバーしていく

ほうがおそらく安くできるのではないかという認識はあります。

以上です。

【藤井構成員】 ありがとうございます。特にブロードバンドの品質保証義務はブロードバンドのユニバーサルサービスの設計の時もかなり議論になりましたが、名目速度で定義するのかなど、難しいものがたくさんあるのかなと思っていて、本当に指定した時にそれを下回ってしまうようなエリアができたときにどう扱うのかとか、かなり議論が必要かと思いました。ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございます。続きまして、林構成員、お願いします。

【林構成員】 御説明ありがとうございました。まず、感想ですけれども、モバイルが今や生活必需品になっていて、その重要性が高まっているというのは、今回、能登半島地震の例を見ても、先ほどの島田社長様のプレゼンのおりであると思いました。また、モバイルが必需品になっているという点は、恐らく海外でも同じかと思います。

ただ、若干疑問を感じましたのは、モバイルが実態として生活必需品になっているということと、それをユニバーサルサービスの制度において、国民生活に不可欠なものとして規定されるべきだということの2つが完全にイコールなのかという点が疑問でして、この点は海外の事例も参考にしながら、このワーキングでも議論を深めるべきだなと思います。

次に、質問ですけれども、NTT様への質問ですが、3点ございまして、1点目は電話のユニバーサルサービスの提供手段について、現状はメタル回線とか光回線ですけれども、それをモバイルに順次切り替えていけば良いじゃないかという御主張だったかと思いますが、もしそうだとしますと、加入電話は現状でも依然として1,500万ほど回線残っておりますので、これらの世帯の方々の中には、モバイルを持っておられない高齢世帯の方もおられますので、そういった方々のコンセンサスをどのように得ながら、ユニバーサルサービスとしてのモバイルに切り替えていくのでしょうかというコンセンサスの話です。

2点目は、先ほども少しお話ありましたが、2035年を目途にメタルを順次縮退させていくという計画でございますけれども、逆に少なくとも、それまではメタル等を必要とする世帯には、メタルを縮退させつつも引き続き提供し続けることになると思いますので、先ほどの御説明と御主張というのは、今すぐ電話、ユニバーサルサービスをモバイルに切り替えるという話ではないと理解しましたけれども、そういう理解でよろしかったでしょうか。先ほども、モバイルがユニバーサルサービスに切り替わっていくスケジュール感についての御質問、春日構成員からございましたけど、今後どこかのタイミングで、工程表

的な詳細も含めて、お教えいただきたいなと思いましたが、その点、御検討いただければと思います。

3点目は、親会の通信政策特別委員会のこれまでのヒアリングを拝聴しておりますと、各自治体様から公設の光ファイバの民設移行に対する期待が非常に大きかったと記憶しておりますけれども、仮にモバイルをユニバーサルサービスにした場合に、民設移行が後退することを心配するという地域の声もあろうかと思っておりますけれども、こういった地域の声に、NTT様としてどういうふうに対応していかれるおつもりなのか、これについても併せてお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、島田社長よろしく申し上げます。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 まず、従来の加入電話の利用を続けたいといったお客様に対するコンセンサスですが、ワイヤレス固定電話等により基本的に従来の電話機につなげていく御理解をいただくのが一番よろしいかと思っています。

最終的には、メタルの固定電話自体はどこかでサービスを終了しなければいけないというのを考えると、一定の時間をかけて、そういう形のサービスを御理解いただくことが必要なのではないかと思います。2035年を目途に、仮にメタルの固定電話を縮退させていくと考えると、それをどういう形で代替させていくのか、光で提供するのか、モバイルでもいいというお客様にはモバイルで提供すると考えるのか、幾つかシナリオが考えられるので、最終的にはモバイルでいいというお客様が増えてくるんだと思いますが、その辺りについて、我々としてどういうシナリオが描けるのかというのは少し検討してまいりたいと思います。

それから、自治体の光の民設移行に関しては、これは比較的直近といいますか、これから時間をかけて議論していくような話ではないので、長期的な議論ではないという認識をしています。

【林構成員】 どうもありがとうございました。分かりました。

【三友主査】 林構成員、よろしいでしょうか。

【林構成員】 はい、ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。続きまして、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田です。私にとっては、2035年ってもう10年ぐらいしかないじゃないかという非常に衝撃を受けております。そして、あまり時間をかけてというよりは、ど

らんどん移行していくという御提案なのかなと思いました。

まず、一つ、モバイルと思った時には、居住地、自分がいるところだけで使うわけではなくてずっと持ってあちこち行くわけで、もう本当に、全てのところでユニバーサルサービスとして品質が維持できなければいけないということになるのかなと思いますので、人がいない非居住地域みたいなのところも、ユニバーサルサービスの交付金の対象になってしまうのでしょうかということで、この後も同じようなことを申し上げますけれども、ユニバーサルサービスの国民の負担がかなり大きくなるということはありませんかというのが質問です。

それからもう一つは、ブロードバンドの品質保証のことも、技術的なことがよく分かっているわけではないですけれども、そういうように品質保証がされたりするようなことになると、それもまた、維持をするためにはユニバーサルサービスとしての国民の負担というのは、また増大してしまうのではないかなと思って、コスト計算していませんということでしたけれども、ユニバーサルサービスの制度が全然違って、国民が負担しなくてもいいんですということであれば、それはいいのかもしれませんが、他の御提案から含めても、かなりのユニバーサルサービスとしての全体の交付金という額が大きくなるのではないかなと思って、とても心配だなと思いました。

それから、今のところのユニバーサルサービスというのは、固定電話でそれぞれの世帯に一本の電話が、その電話が保証されているということになると思うんですけども、モバイルの場合は結局家族がみんなそれぞれ持っていて、1人世帯であれば1台、モバイルでもいいのかもしれませんが、何人もいる家族であれば、それぞれに、今だと月額何千円という負担をしながら、皆さんがモバイルでFTTHも利用するということになるようなことになると、かなり家庭としての電話への負担というのも、また大きくなるんじゃないかなというような心配もしています。

それから、あとメッセージサービスのところで、全体的なメッセージサービスがモバイルの中で使えればいいんじゃないかという御提案だったように、先ほどの御説明の中では聞こえましたが、例えば、今、一番利用者が多いであろうLINEは全然別の民間の会社のサービスであり、そういうものに対してユニバーサルサービスをかけるなんていうことが実際できるのかどうかということと、あと+メッセージも4,000万の人が利用しているというような御説明でしたけれども、私の周り而言えば、そんなに本当に利用しているのか、スマホの上に+メッセージのアプリは入っているかもしれませんが、実際、

どのぐらい利用しているのかなということもあり、簡単にメッセージがやり取りできますというとなると、これから、この仕組みがもしかして本当に動き出すまでには、かなりの準備が、我々の側も必要になるし、あと、スマホを全く持たない主義の人たちもまだまだ全くいないわけではなく、結構いらっしゃるわけで、そういう人たちにも固定からスマホに変えてくださいというようなことをするにしても時間がかかるだろうし、うちのいつもお話しする古いマンションだと、入口がメタルになっちゃっているんで、メタル仕様みたいな形になっているものを、2035年までには無線とか何とかのように変えるとなると、管理組合のことなどを考えても、かなり時間がかかるんじゃないのと思って、そんな10年で本当にそんなことができるとお考えなのかと、いろいろ申し上げましたけれども、そういういろいろな心配が沸き起こっておりますということをお伝えしたいと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。最初はモバイル、非居住地域の件、そして2番目はブロードバンドの品質保証、国民の負担への懸念、最後はモバイルに関連して、ユニバーサルサービスとして指定した時の課題という、大きく分けて3つかと思いますので、それでは、島田社長から回答をお願いできますでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 ありがとうございます。まず、最初の交付金に関して、これから詳細に検討してみないといけないと思いますが、モバイルをユニバーサルサービスの基軸に据えたほうが、全体のかかる負担は安くなるのではないかと考えています

2点目のブロードバンドの品質保証をすると国民の負担が増えるのではないかというところですが、未提供エリアのFTTHについては最終保障として提供していくことを考えれば、それは従来と基本的には同じ負担ということになるので、何か新たに負担が発生するとは考えておりません。

3点目については、利便性を考えると個人単位で保障することが望ましいと思っているので、そういう意味では、1回線当たりの料金で低廉性の議論をするべきではないかと思えます。

4点目のメッセージサービスですが、これはあくまでも基盤としてメッセージサービスが使えるようにできればいいと思っています。LINEを選ぶ方、+メッセージを選ぶ方、使わないという選択を選ぶ方もいらっしゃると思いますが、モバイルをベースにすると利用者が非常に多いメッセージサービスも使えると、そういう考え方だと認識いただければと

思います。

【長田構成員】 すみません、居住地域でないところ、人が住んでいないところも全て対象に、モバイルがある程度の品質の上で使えるようにするというのが、ユニバーサルサービスにすべきというお考えということでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 それはそうではないと思っています。当然、人が住んでいるエリアや生活に関わるエリアというのが基本になると思います。例えば、どこまで道路をカバーしていくのかということについても議論の対象には当然なると思いますが、実質的に人が通常あまり入らないようなエリアまで全てカバーすることになると国民の負担が非常に大きくなってしまいますので、当然一定程度のコンセンサスが必要になってくるだろうなという認識です。

【長田構成員】 ありがとうございます。

【三友主査】 長田構成員、よろしいですか。

【長田構成員】 はい。

【三友主査】 ありがとうございました。続きまして、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 成城大学の岡田です。本日、プレゼンテーション大変ありがとうございました。具体的なモバイルを軸としたユニバーサルサービス制度の在り方について、かなり具体的なイメージが分かるような御提案をいただいたということで大変ありがたく思いました。今後の議論のたたき台としても非常に有意義なものではないかなと思いました。

私からは、まず、もう既にこれまでの御質問とも重なる部分もあるんですが、お尋ねしたいところとして、まず、1点目として、ブロードバンドの品質保証義務という問題がありました。これはブロードバンドのユニバーサルサービスの議論の中でも、非常にいろいろな議論があったテーマだったと思うんですが、基本的にモバイルということになると、どうしてもベストエフォートで品質保証を考えると、こういうことになろうかと思えます。

プレゼンテーションの中でも、検索であるとかリモートワークであるとか、そういったものに対応できるようなというイメージでお話しいただいたかと思えます。そうしますと、恐らくそんなに高度なサービスをイメージされてはいないのかなとイメージしたんですけども、例えば、ブロードバンドのユニバーサルサービスの議論では、30Mbpsのような数字が具体的に出てきていたように思いますが、そういうベストエフォートでの相場観がどの程度なのかということが1点目の質問です。そもそも品質保証義務の水準をどのようなフレームで決めていけばいいのか、恐らく2035年までのタイムラインで考えても10年以

上ありますので、技術変化もその間、どんどん進んでいくだろうし、ブロードバンドを利用するユーザー側のニーズもどんどん変化していくだろう。こういうことも想定されますので、品質保証義務というものについての現時点の相場感と、それからあと10年ぐらいのタイムラインで考えて、今後どのようなフレームでこれを決めていけばいいのかについて、もしお考えがあれば教えていただければと思います。これが1点です。

それから、もう1点は、提供済エリアで退出規制という言葉が書いてあって、フレーズとしては、やや強いワードかなという印象を受けました。というのは、提供済のエリアにおいても、いろいろなサービスの提供形態が今後、あり得る、入れ替わりもあるかもしれない。そういう技術の変化も起きてくるだろう。そういう中で、どういう形で切れ目なくサービスの提供が持続できるか、継続できるかということから考えると、退出規制の規律の与え方について、もう少し検討が必要ではないかという印象を受けました。この点について、退出規制の言葉のニュアンスについて、もしもう少しお考えがあれば教えていただければと思います。これが2点目です。

それから最終保障提供責務というのを、未提供エリアで課すという御提案がありました。それに関連して、これも既に御質問があった点ですが、他社事業者の設備の貸し出し義務等についての言及もございました。これは非常に重要なポイントだと私は思っておりまして、効率的なサービスの提供という観点から考えると、非常に重要な条件であろうと思うわけです。ただ、これを今、申し上げたとおり、非常に技術の動向が見えにくい中で、効果的に実現するためにはいろいろなハードルがあるように思います。

例えば事業者間で、かなり先々を見通した設備投資の計画であるとか、技術の動向であるとか、こういったことについてのいろいろな情報共有が必要じゃないかと思います。こういったことを、どのような形で担保していけばいいのかについても、もしお考えがあれば、教えていただければと思います。

私からの質問は以上3点です。よろしく願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、島田社長よろしく願いします。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 ありがとうございます。まず、モバイルのブロードバンドの品質はどの程度かということですが、そこはあまり高度なサービスをイメージしているわけではありません。今までブロードバンドで議論していた30Mbpsというめどはありますが、そこまでは必要ないだろうという認識であり、議論をして、どの程度の品質保証にするかということを検討する必要があるかと思います。

退出規制について、これはあるエリアでその事業者でしか実際に提供されていないようなケースについては、退出規制が要るんだろうなと思っています。退出規制は全体にかけていますが、サービスが提供されなくなってしまうのが一番まずいので、具体的な議論を進めていく必要があらうかと思います。全ての事業者にかけるべきなのかどうなのかといった議論もあらうかと思います。

3点目の他社設備の貸し出しの義務については、例えば、当社としては、ラストリゾートは基本的に行政が最もふさわしい事業者を指定すべきと考えています。仮にNTT東西が自らのエリアから光を敷設して提供する場合と、別の事業者が光を敷設して提供するような場合とをコスト比較する必要があるかと思いますが、どちらのほうが安くできるかは、設備があるかないかが前提条件になるかと思いますが、ケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ないと思っています。

【岡田構成員】 ありがとうございます。退出規制についてですけれども、仮に厳格な退出規制を課してしまうと、それを見込んで、より効率的な技術を使ったサービス提供のための研究開発とか設備投資であるとか、こういったものにディスインセンティブになってしまう危険がないかと、こういう懸念もあり得るかと思います。この点については、どのようにお考えになりますでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 そこは少し難しい議論ですね。基本的には複数事業者で競争して、エリアを維持できているという形が一番望ましい形だと思います。ただ、必ずしもそういうエリアばかりではないので、どうしても単一事業者しか提供していないようなエリアについては、一定程度の規制はやむを得ないのではないかと思います。

【岡田構成員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【三友主査】 よろしいでしょうか。続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。まず、全体的な感想なんですけれども、モバイル中心という非常に利用の実態を踏まえた御提案というところは、私はよかったんじゃないかなと思います。それと、効率性の観点からも一つの事業者だけでなく、全体的な効率性というのを考慮した御提案であったのではないかなと思います。

その上でなんですけれども、一つは私も退出規制というのが気になりました。岡田構成員がおっしゃったように、新たに設備を作っていこうとかというインセンティブを失わせる可能性がある一方で、退出規制のところに関しては、強い規制、弱い規制、いろいろある

かもしれないんですけども、ここは十分検討する必要があるのではないかなと思いました。

それと、交付金についてなんですが、すごく過大に、長田構成員から負担が過大にならないかと、最終的には国民の負担がという御懸念も出ていましたけれども、過大になってはいけないのはもちろんなんですが、あまり過少になりすぎるのも持続可能性がないと考えています。

単なる思いつきでしかないんですが、本当にメッセージも非常に国民の通信として、手段として利用されていますから、LINEとかFacebookというようなところにも負担事業者になっていただくというようなアイデアも、もしかしたらあるんじゃないかなと、すみません、これは今の思いつきでしかないんですが、負担事業者を増やすという方向で考えるというアイデアもあるんじゃないかなと思いました。

それから、最後に1点質問です。資料の12ページ、ブロードバンドのモバイルのところなんですが、黒い四角の4つ目で、「これらサービスについて各地域に最も適した方法で」という一文があります。最も適した事業主体が担うように行政が示すべきというところがあるんですが、この最も適した方法とか最も適した事業主体というところの、どういうことをイメージされた文章なのかを教えてください。

すごく経済合理的に、この業者がやれば一番コストが安いということもあるでしょうし、いや、この事業者がやれば、サービスが開始できるまでの時間が一番短いということもあるかもしれません。ただ、本来なら、地域ごとに調整できればいいのかもしれませんが、地域ごとに調整するとなると調整コストもかかるのではないかなと思います。ですので、ここの一文というのは、どんなことをイメージされて書かれたのかを質問として教えてください。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、島田社長、よろしく申し上げます。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 ありがとうございます。「各地域に最も適した方法で、最も適した事業主体」については、本音は完全に経済合理性だと思っています。ユニバーサルサービス自体は国民に負担を強いていますので、サービスを全てのエリアに展開するという観点からすると、経済合理性が最も高い事業主体を選ぶというのが重要なことではないかなと思います。もちろん、時期の問題などがあると思うものの、設備の設置に関しては、若干の早い遅いはあるかもしれないが、安いものを選び、国民負担を増やさないようにするというのがよいのではないかなと思います。

退出規制については、これは議論が必要だと思っています。退出規制をかければ、新たなユニバーサルサービスのエリアを広げないで済みますが、一方で、退出規制をかけないで退出されてしまったら、そこを別のユニバーサルサービスで考えるという方法もあろうかと思っていますので、そこは議論の必要があるのかなと思っています。

【砂田構成員】 ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、若林構成員、お願いします。

【若林構成員】 御説明どうもありがとうございました。私からは2点、御趣旨というんでしょうか、事実の確認と、それから1点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、これは16ページになりますが、先ほど参考の8として御紹介いただいたエリアの御説明なんですけれども、これ、黄色いところが50%よりも高いという形で御紹介いただいたんですが、黄色いエリアの事業者さんというのは、どのぐらいいらっしゃるかというのをもし分かれば、これ1者ではないという理解でよろしいでしょうかというのが確認の質問です。

それから、もう1点が、18ページになりますけれども、2ポツ目、「人口減少等により需要が見込めなくなったエリアについては」とおっしゃっているんですけれども、これは人口がゼロ、需要者がゼロになったらということの意味されているのか、あるいは、一定の需要者数を下回ったらということの意味していらっしゃるのか、この辺を教えてくださいたいと思います。一定の数を下回ったらというようなことをもしお考えであれば、この部分は相当ラインの引き方は考えないといけないなと思っています。

それから、質問は4ページ目になりますけれども、先ほどから品質保証の話が出ておまして、基準をどうするのかということが非常に難しいというか、議論しなければいけないというのは皆さんと同意見です。さらに、これ、もし何らかの基準をつくって義務を課した場合に、義務が果たされているかということも検証しないといけないように思うんですけれども、検証というのが実際に効果的なのというんですか、検証が可能なのかと。それから、もし可能だったとしても、これを果たすためにはすごくコストがかかるんじゃないかというように思ったんです、感じたんですけれども、私、技術的にはあまり詳しくないので、この辺何かお考えがあったら教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

【三友主査】 それでは、島田社長、よろしく申し上げます。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 岐阜のエリア展開について申し上げますと、競争事業者のことはあまり申し上げられないが、基本的には地域電力系事業者とケーブルテレビ事業者が提供しており、ケーブルテレビ事業者は10社に満たない7、8社程度の規模感だと思っていただきたいと思います。

それと、書き方が悪かったのですが、ユニバーサルサービスなので人がいる限りはやめないということだと思います。どこかで線引きをするということではなく、最終的にそこに居住されている方がいればサービスを提供するということだと思います。

品質保証義務の検証については、基本的には競争領域だと、品質保証の水準を決めれば、その水準を超えるような競争構造になると思います。そうでないところも、モバイルの速度については、アプリで測定することができるので、そんなに大変なことだとは思っていません。

【三友主査】 よろしいですか、若林構成員。

【若林構成員】 ありがとうございます。これ、検証するのは、例えば総務省等のようところで検証するにしても、それは情報を募って検証できると、そういう御趣旨ということでもよろしいのでしょうか。あとは、安定的にそれが供給できているということも、ユニバーサルサービスの場合には検証が必要なように思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 やり方については、幾つか考えられ、公的な機関にテストをしてもらい検証するというのも考えられますが、競争領域だと、品質が低下しているとお客様から当然苦情が入りますし、別の競争事業者にお客様が移行してしまうということもあるため、品質に関しては、各事業者ともかなり意識して対応するのではないかと思います。

【若林構成員】 ありがとうございます。むしろ地域のところでどのように検証していくかということのほうが問題なのかなと、お話を伺って認識しました。どうもありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。以上で一巡したんですけども、まだ二巡目、お手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃいますので、お願いしたいと思いますが、できれば、オブザーバーの方からも御発言をと思っておりますので、手短にお願いできればと思います。それでは、林構成員、お願いします。

【林構成員】 二巡目で申し訳ありません。私も退出規制の点を言い忘れておりまして、

資料の5ページの2ポツ目ですか、具体的には、MNOに対して、既存の提供エリアでの退出規制と、提供エリア内で電波が届かない場所への拡大・提供義務を課すというところですが、ここは恐らく競合他社さんからの反発が最もある部分ではないかなと思っ
て、これ聞いていたんですけれども、競合のMNOさんの側からすると、我々はNTTさん
のような特殊会社ではないので、そういった拡大提供義務といった強制力は課せられる
べきじゃないし、そもそもそういった強制力を持たせることができないという反論も予想
されるところかなと思ったんですけれども、こういった競合するMNOからの批判、反論
についても、どういう応接、あるいは再反論されるおつもりなのかということと、そうい
った反論を脇に置いて、そういったエリアの拡大とか提供に係る増強費用というのは、
これをもしユニバーサルサービスのコストとして国民が負担するということだと、これ
もまたコンセンサスの話をして申し訳ないんですけど、その部分の国民的コンセンサス
をどう図っていくかという点も課題になり得るのかなと思って聞いておりました。

また、退出規制が強すぎると先ほどの構成員の先生方からお話ありましたように、私も
事業者のエリア拡大のインセンティブが損なわれることにならないかという懸念も持って
おりますので、そこは慎重に検討していく必要があると思いました。

以上でございます。

【三友主査】 御意見ということでよろしいでしょうか。

【林構成員】 もし島田社長様から何か応答があれば、お聞かせいただければと思いま
す。

【三友主査】 それでは、島田社長、よろしく申し上げます。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 既存提供エリアでの退出規制と提
供エリアの拡大・提供義務は、覚悟を決めて書いたもので、反対される方は反対されるか
と思います。しかしながら、お客様目線で考えると、事業者としてはこれぐらいの心意気
がないといけないと思っています。そういった議論をさせていただければありがたいと思
います。

【三友主査】 よろしいでしょうか。

【林構成員】 ありがとうございます。

【三友主査】 続きまして、長田構成員、申し上げます。

【長田構成員】 電話網のIP化の時にもそうだったんですけれども、これがすぐ例え
ば、今日、NTTさん、こういう御発言、プレゼンがあったというようなことが報道され

たりしますと、悪意の人たちが、いろいろ地域を回って、もうあと10年後にはメタルの電話、固定電話は使えなくなりますよみたいな悪質な勧誘が行われたりすることが、すぐ想像できますので、NTTさんとしては、そういうことではないということも含めて、きちんと同時に広報の活動を始めていただきたいと思います。

以上です。

【三友主査】 島田社長、いかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 ありがとうございます。そういうことがないように対応したいと思いますが、今回、審議会に御提案させていただいているのであって、これが全て決まったものというように対外的に言うわけにもいかないので、その点については、御配慮いただけるとありがたいと思います。

【三友主査】 ありがとうございます。それでは、相田構成員、お願いします。

【相田主査代理】 先ほどトップバッターだったこともあって、一番メインで聞きたい2つをお聞きしたんですけれども、もう1点確認させていただきたいのが、また4ページ目でございます。左側、電話、+メッセージのところ提供済エリアと未提供エリアと、このように分かれている、現状でNTTさん、東西さんがあまねく責務を負っていらっしゃるの、未提供エリアというのはいないはずなんですけれども、ここで提供済と未提供というのはいかに分けていらっしゃるのかということを確認させていただきたい。

それで、また、結局モバイルと選択肢という形でもって、今後ともNTT東西さんがあまねく責務を負うということを考えていらっしゃるのか、それとも非常に平たく言えば、モバイルが通じる場所はもうモバイルで済ませてもらって、モバイルの通じないところのラストリゾート責務にNTT東西さんは縮退するということを考えていらっしゃるのか、そのところを確認させていただければと思います。

以上です。

【三友主査】 いかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 今回の提案は、モバイルで全てエリアをカバーするというのが基本的な思想です。そういう意味では、モバイルでカバーできていないところを未提供エリアと申し上げています。NTT東西は、従来と同じような形で有線で固定電話を利用されたいという方がいらっしゃれば、ワイヤレス固定でもって、SIMのところまではモバイルで飛ばし、そこから有線の電話機を接続してもらうような形で提供するというのが望ましいのではないかと考えています。原則はモバイルでカバー

すべきだと思っています。

【相田主査代理】 そうすると、下の未提供エリアのところはモバイルの電波が飛んでこないの、ワイヤレス固定ではできないと、そういうことでよろしいですね。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 そういう意味です。

【相田主査代理】 分かりました。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。すみません、私も構成員の1人でありまして、一つだけ質問させていただきたいです。18ページの1番目ですが、電話、メッセージ、あるいはブロードバンドを問わず、責務を課されるエリアで生じる赤字は全額補填が前提とあります。その下に効率化インセンティブを入れるなどの内容が書かれておりますが、この前提というのは非常にきついと思います。この前提が成り立たない場合にはどうされるおつもりなのか、あるいは、基本的にこういった補填は国民に最終的に帰着するわけですが、一体国民にどれだけの金額を負担させることができるとお考えになっているのか、その辺、お聞きできればと思います。いかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 先ほど申しあげましたように、実際には試算をしっかりとしないといけないと思っています。

今回提案させていただいているのは、モバイルをベースに考えるということであり、少なくともFTTHで全てカバーするよりも、コストは低減できるのではないかと考えているので、国民負担が増えるようなことを意識して提案をさせていただいているというわけではないので、そのように御理解いただくと幸いです。

【三友主査】 分かりました。いずれにしても、何らかの試算を出していただけるといふことだと思いますので、期待をしております。ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの方からの御質問が、手が挙がっておりますので、続けてまいりたいと思います。KDDIの岸田様、お願いいたします。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 KDDI、岸田です。ありがとうございます。質問というよりは、問題提起というか、論点として考えていただきたいので少し述べさせていただきます。

先ほどから出ている、あまねく提供義務というところなんですけども、NTT法の3条のユニバーサルサービス責務、ここにあまねく提供義務があるわけなんですけど、これが何なのかというところから議論すべきだろうと思っていまして、これ我々がよく言っている特別な資産、これを基盤として、安全保障だとか災害だとか非常時、こういった時の電気通

信務の提供を確保するという特殊会社さんとしての責務だと考えております。ですので、加入電話が減ってきているというのはそうなんですけど、これもIP電話も含めて、6,000万の方が電話というか、音声通話を使われているわけで、このニーズはまだあるわけですね。これをどうやって確保していくのかと。この利用者保護のために、今、NTT法にはあまねく責務というか、ラストリゾート責務があつて、これは重要だと考えています。

ここが事業撤退できない、事業の撤退を禁止されていると理解されていますので、事業撤退できないとか、もっと言えば、勝手に破産したり倒産したりしたら困るというのが特殊会社の位置づけであり、責務だと思います。これは電気通信事業法で規律できるような話じゃないので、NTT法に書いてあるんだらうと理解しています。これが今、環境が変化してきて、ブロードバンドに拡大してきてモバイルでやるかとか、光でやるかとか、衛星でやるかとか、議論はありますけれども、ここのニーズが変わってきても、ここのNTTさんの責務のところというのは変わっていないわけです。特別な資産が、メタルがなくなってきた使命を終えるかということ、そんなことないですと。デジタル田園都市国家構想で、光世帯カバーで99.9%やると国が決めているので、これが国民の利益にかなうわけで、これをどうやって確保していくかということから議論を始めて、ユニバーサルサービスの制度設計をしていかなきゃいけないと考えていますので、こういった観点の議論をしていただきたいなと思っています。

我々の主張は、また別途、次の機会いただけるようなので、そこではありますが、あと2点だけ、付け加えさせていただきたいんですが、結局モバイルでやるか、衛星でやるというアイデアはあるんですけども、これ、これから光が変わっていく時に、光の代替には、これ技術的に、品質だとか容量ということを考えると、なり得ないと思っていまして、この辺りも詳しく、また御説明させていただければと思っています。

それから、あと、海外でモバイル自体をユニバーサルサービスとして位置づけている例はほとんどありません。これはレアケースです。音声とかブロードバンドを含んで、ユニバーサルサービスの提供手段というのは、基本的には固定回線が使われているということです。これが難しい地域で例外的に無線を活用する、あるいは補完的に使うという位置づけだろうと理解しています。

この辺りも含めて、詳しいところはまた別途、御説明させていただきたいと思いますが、こういったところも含めて、ユニバーサルサービスの在り方というところを御議論いた

ければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。続きまして、ソフトバンクの松井様、よろしく願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 ありがとうございます。コメントさせていただきたいことがすごくたくさんあるんですけども、また弊社のプレゼンの機会もありますので、ここは2つ、発言させていただきたいなと思っています。

KDDI様とも被る部分があるんですけども、かなり大事なことなので、私からもコメントです。NTTさんの今回の提案というのは、モバイルのところの話結構中心されているんですけども、弊社もモバイルに関して、ラストワンマイルですとか、ユニバーサルサービスの手段の補完みたいなところの一翼を担うという観点に関しては、必ずしも別に大きく否定しているわけではないです。

ただ、ユニバーサルサービスの議論のスタートとして、MNOのモバイルが中心になると、核になるということに関しては大いに議論があります。なぜかというのは、先ほど岸田さんがおっしゃられていましたけれども、携帯電話を使っている基盤になっているのは、まさに光ファイバですので、そこはあくまで軸としては、NTT東西さんの特別な資産である光あってこそといったところを、やはりそこを外すべきではないと思っています。無線のクオリティーですとかコストの話、あとデジタル田園都市国家構想みたいな政府の方針もありますので、そういうものとも矛盾がないかといったところも要チェックじゃないかなと思っています。

もう一つが、これも岸田さんが少しお話しされていましたが、NTT法3条の話に関連して、電話、今、IP電話を含めて、まだ6,000万加入あって、IP電話を含んで電話役務提供を、あまねく提供義務というのと、安定提供ということがNTT法3条の責務の中にきちんと明示されているというところがありますので、我々は当然メタルはだんだんなくなっていくということは理解しているんですけども、ブロードバンド、光に関しては、そこはアップデートなのか、規制強化なのか、そういったところでNTT法3条の精神というものは、引き続き継続していく、継承していく必要が必ずあるのではないかなと思っています。

ですので、今日のNTTさんのプレゼンをお聞かせいただくと、少しNTT法3条の責務なくして、ドコモさんをはじめとするMNOのほうに義務を寄せて、NTT法をあわよくばなくせないかみたいなような、少しうがった意見のように聞き取れるところもあるの

で、そこに関しては、我々としては大きく意見が違うところですので、慎重に議論させていただきたいと思っています。

あと、最後1点だけ、直前に三友先生がコメントされていましたが、黒字と赤字のところ、黒字の部分はNTTさんがということで、赤字は全額補填みたいなことが書かれている部分がありますけれども、そこは今後、議論を深めるにしても、そういう考えであるのであれば、例えば本当にアクセス分離をしていく必要があるのかとか、これは公正競争のワーキングの中でも議論されているんですけど、その辺りも含めて、NTTの在り方といったところも含めて、このユニバーサルサービス視点でも今後議論していかないといけないのかなと感じた次第です。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。今、お手を挙げていらっしゃる方全て、お話しただけかと思うんですけど、もし最後に何か、あるいは御発言のない方からもし御発言があれば、今、お手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 一言よろしいですか。

【三友主査】 どうぞ。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 今回の私どもの提案は、基本的には、現状の利用者の目線でもって、これからのユニバーサルサービスはどうあるべきかという観点で御提案させていただいています。諸外国で例がないという話もありましたが、別に例がなくても、日本がそこからスタートして、そういう形のユニバーサルサービスをつくっていくということが重要ではないかと思っています。

私どもは、MNOには基地局回線をしっかりNTT東西が提供していく、未提供エリアであろうがきちんと引いていくというルールになっていますので、しっかりそこはやらせていただくという決意を申し添えさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございます。林先生からお手が挙がっていますので、どうぞ、林先生、お願いします。

【林構成員】 NTTさんではなくて、事務局へのお願いなんですけれども、今日いろいろ議論が出ておりました退出規制の話なんですけれども、これ、調べていただきたいと思っていて、現在、ユニバーサルサービスの提供事業者に退出規制をかけている国があ

るのかどうか、もしあるとすると、それはどういう退出規制なのかという点について、あくまで参考情報ということですが、諸外国の状況を調査して、このワーキングで紹介いただけるとありがたいと思います。お手数おかけしますが、御検討いただければと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。事務局のほうから、後ほどまた回答があるかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は全て終わりましたので、どうもNTTの島田社長、長い時間ありがとうございました。

【日本電信電話株式会社（島田代表取締役社長）】 ありがとうございます。

【三友主査】 ありがとうございます。大変多くの質問が寄せられましたし、まだお考えになりたいこともあろうかとも思います。また、限られた時間でしたので、島田社長様のほうから、十分な回答をお伝えきれなかったところもあろうかと思えますので、先ほどの林先生のお願いに追加して、事務局にお願いしたいのは、今、この時間に出ました質問と、それから、追加の質問があれば、それを受けていただいて、それを改めてNTTさんのほうに送っていただきたいと思えます。NTTさんには、大変お手数ですが、可能であれば、全部でなくても、重要なところだけでも結構ですので、御回答いただければと思います。私からのお願いでございます。

それでは、最後に事務局からお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 すみません。三友先生、ソフトバンクでございます。チャット欄に発言を希望する旨を入れましたので、もし、よろしいですか。

【三友主査】 どうぞ。

【ソフトバンク株式会社（山田渉外企画部部長）】 よろしくお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（松井執行役員）】 ソフトバンクの松井です。すみません、時間ぎりぎりです。

最後、NTTの島田社長からコメントいただいた件に関連して、弊社もお客様の視点というのは全然重視しているというか、重要な視点だと思っています。ただ、基盤がなければ、結局、上のサービスで何をやるかといったところに関しては定まらないので、お客様が単純に、例えばスマホを使っているとか、LINEを使っているから、それがユニバーサル

サービスだということではなくて、それをじゃあ成立させているものが基盤として何なのかといったところをきちんと議論してから、そちらに移らないと、議論がミスリーディングになるんじゃないかなという気がしましたので、すみません、最後にコメントさせていただきます。ありがとうございます。

【三友主査】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会合の日時、議題等については、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 それから林先生からのお願いもございましたので、そちらのほうについても御配慮をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、全体を通じて、もし何か発言がないようでしたら、以上で閉会にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、どうも長い時間ありがとうございました。大変重要な議論だったと思います。改めて、次回以降、検討を重ねてまいりたいと思います。

本日はこれにて閉会をいたします。どうもありがとうございました。